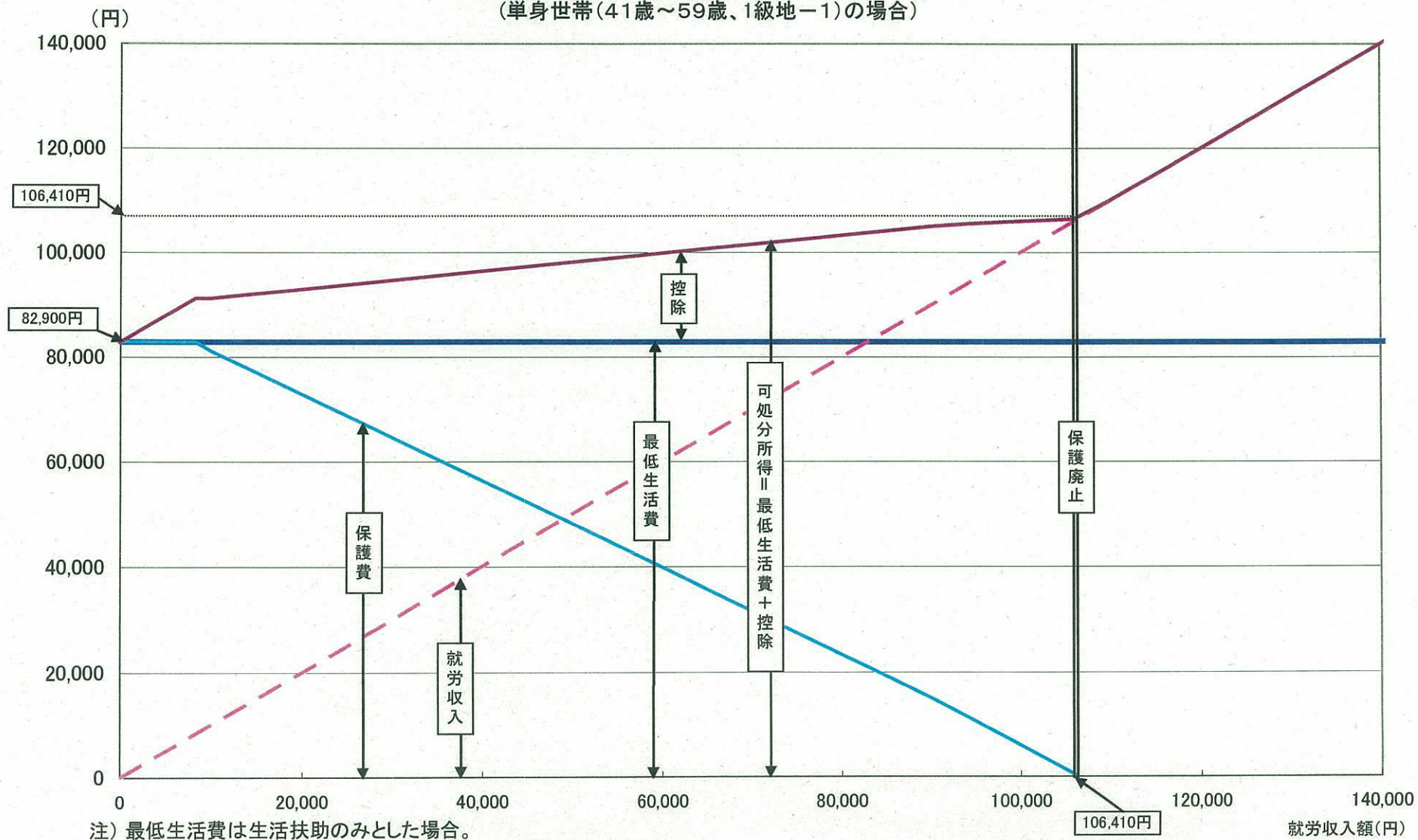


○就労している場合、最低生活費に控除額を加えた額が被保護世帯における実際の可処分所得となる。

○単身世帯(41歳～59歳、1級地-1)の場合、最低生活費は82,900円(家賃、医療費等を除く生活扶助のみ)であるが、保護脱却時の基礎控除額は23,510円であり、可処分所得は106,410円となる。

被保護世帯における就労収入別にみた可処分所得額
(単身世帯(41歳～59歳、1級地-1)の場合)



2. 勤労控除の経緯

業種別基礎控除<注>	収入金額別基礎控除														
<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和23年創設 ○ 生活扶助基準の第1類費が非稼働を前提として算定されていることに対応し、稼働者の追加栄養分（エネルギー）等を補填するために創設されたものであり、稼働日数によって適用率を設定。 ○ 定額控除的な色彩が強い（収入額とは無関係）。 ○ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 飲食物費（職種別算定） 勤労に伴って必要となる必要エネルギーの補填 ② その他の経費（職業間同一額） 勤労に伴って必要となる経常的職業経費（被服・身の回り品・職場交際費等）に対応するものとして設定。 ③ 適用率（稼働日数に応じるもの） <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>10日以内</td><td>: 40%</td> <td>11～15日以内</td><td>: 60%</td> </tr> <tr> <td>16～20日以内</td><td>: 80%</td> <td>21日以上</td><td>: 100%</td> </tr> </table> 	10日以内	: 40%	11～15日以内	: 60%	16～20日以内	: 80%	21日以上	: 100%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和41年創設 ○ 業種別基礎控除が収入額を考慮しないため、定額的な色彩が強いことから、より多くの勤労収入を得るための必要経費を補填すると共に勤労意欲の増進、自立の助長を図るという目的で創設されたもの。 ○ 業種別基礎控除の適用率が100%の者のみ適用する。 ○ 内容 控除額は、職業別（中労作～重労作）に定められる控除限度額の範囲内で収入額に応じて設定。 <p><注></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別基礎控除額：100%適用額 (昭和60年・1級地) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">中労作</th> <th style="padding: 5px;">強労作</th> <th style="padding: 5px;">重労作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">17,980円</td> <td style="padding: 5px;">23,950円</td> <td style="padding: 5px;">30,140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※) 中労作：事務員・運転手等、強労作：日雇・農業等、重労作：坑内夫等</p>	中労作	強労作	重労作	17,980円	23,950円	30,140円
10日以内	: 40%	11～15日以内	: 60%												
16～20日以内	: 80%	21日以上	: 100%												
中労作	強労作	重労作													
17,980円	23,950円	30,140円													



○職種区分を撤廃し、収入金額比例方式へ一元化（昭和61年）

○控除率については、収入と職業関連経費の支出状況との関連を参考として、約20%（一定額を超える分は約7%）とした。

3. 勤労控除の在り方についての論点と検討の方法

○就労に伴う必要経費の補填、勤労意欲の増進を趣旨とした現行の基礎控除の水準は妥当であるか。

(1) 現行の勤労に伴う必要経費はどの程度あるのか。

→一般世帯における就労に関連する経費をみる。

(2) 現行の勤労控除では、収入金額比例方式とされているが、実際に収入の増加に応じて必要経費は増加しているか。

→就労収入階級別の就労に関連する経費をみる。

○就労インセンティブを効果的に増加する勤労控除の水準や仕組みは妥当であるか。

単に勤労控除額を引き上げると、手元に残る金銭が増加するが、被保護者の自立促進に資するか。

また、保護を受けていない者との公平性にも留意する必要があるのではないか。

→上記に留意しつつ、効果的に勤労意欲の増進・自立助長に結びつく勤労控除のあり方はどのようなものが考えられるか。

4. 就労に伴う必要経費の水準について

(1) 就労に関連する経費

○単身世帯における就労に関連する経費は、平均で就労収入の1割程度となっている。

○夫婦子1人世帯における就労に関連する経費についても、平均で就労収入の1割程度となっている。

※就労に関連する経費は、就労に伴う経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出して集計しているものであり、実際には、就労とは関係がない支出が含まれることがあること、また、むしろ家事上の支出と見るべきものも含まれることがあることに留意する必要がある。

一般世帯における就労に関連する経費

単位:円

	単身有業世帯(60歳未満) 年間収入:第1・五分位	夫婦子1人世帯(有業1人) 年間収入:第1・五分位	(備考)就労に関連する経費として集計した品目
集計世帯数	415	756	
①外食費	8,735	8,346	一般外食
②スーツ、ワイシャツ、ネクタイ等の被服費	2,489	1,687	背広服、男子用コート、婦人服、婦人用スラックス、婦人用コート、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ、男子靴、婦人靴
③クリーニング代	180	283	洗濯代
④文房具等の事務用品	230	439	耐久性文房具、消耗性文房具
⑤雑誌、書籍	1,259	1,224	雑誌・週刊誌、書籍
⑥習い事の月謝	156	167	語学月謝、他の教育的月謝
⑦理美容	2,220	1,977	理髪料、パーマ、カット代、化粧品
⑧定期入れ、名刺入れ等の身の回り品	105	215	他の身の回り用品
⑨つきあい費(接待等会社関係のつきあい)	321	586	つきあい費
⑩こづかい	7	14,176	世帯主こづかい
就労に関連する経費合計(①~⑩) (A)	15,702	29,098	
就労収入 (B)	150,270	271,411	
(A) / (B)	10.4%	10.7%	

資料:平成16年全国消費実態調査特別集計